

平成25年1月16日

## 第6次松山市総合計画前期基本計画（案）に対する意見募集について 【市民意見公募手続実施要領】

標記事案の策定にあたり、下記のとおり市民意見公募手続を実施します。  
つきましては、多数のご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

1. 意見を募集する事案名 第6次松山市総合計画前期基本計画（案）
2. 意見を提出できる方
  - 松山市内に居住されている方
  - 松山市内にある学校に在学されている方
  - 松山市内にある事務所・事業所に勤務されている方
  - 松山市内に事務所・事業所を有している方や法人その他の団体
3. 意見提出期間 平成25年1月16日（水） ～ 平成25年2月14日（木）
4. 意見募集にあたり公表する資料の入手方法
  - 企画政策課（市役所本館5階）
  - 市民閲覧コーナー（市役所本館1階）
  - 各支所

※市ホームページからもダウンロードできます。  
※資料については、1月16日（水）から入手可能です。
5. 意見の提出方法

別紙『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』に、氏名、住所（法人その他の団体は名称、事業所等の所在地及び代表者氏名）、連絡先等の記載必要事項とご意見をご記入いただき、次の①～④のいずれかの方法でご提出下さい。

なお、『市民意見公募手続実施事案に対する意見提出書』は、記載必要事項が含まれていれば、個別に作成していただいた様式によりご提出いただいてもかまいません。

  - ① 郵 送：〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 企画政策課
  - ② F A X：089-934-1804
  - ③ 電子メール：sougoukeikaku@city.matsuyama.ehime.jp
  - ④ 直接提出：企画政策課（市役所本館5階）

《注意事項》

  - ・電話等口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご了承下さい。
  - ・意見提出書のご記入は、日本語をお願いいたします。
6. 手続実施結果の公表

ご提出いただきました意見の内容やそれに対する市の考え方に関しましては、後日公表します。（ただし、賛否の結論のみを示した意見、単に誹謗・中傷するような意見等は除きます。また、意見を提出された方の氏名や住所などの個人情報などについては、公表しません。）

#### 【お問い合わせ先】

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 総合政策部 企画政策課 総合計画担当

TEL：(089) 948-6341

FAX：(089) 934-1804

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 **総合政策部 企画政策課**

事案番号	11239
実施事案名	第6次松山市総合計画前期基本計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>総合計画は、市町村が目指す将来像とそれを具現化する基本方針等を定めるまちづくりの根幹となる計画であり、市民と行政との共通の指針となるものです。本市ではこれまで5次にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりを進めてきましたが、現在の第5次松山市総合計画は、平成24年度を目標とする計画となっていることから、今後においても総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、平成25年度からの第6次松山市総合計画を策定しているものです。</p> <p>審議会や市議会、パブリックコメントの意見を反映した基本構想（計画期間10年）を昨年12月に策定しましたが、今回、この基本構想に基づく前期基本計画（計画期間5年）を策定するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>松山市総合計画策定条例</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
政策等の案の関係資料	<p>第6次松山市総合計画前期基本計画（案）</p> <p>第6次松山市総合計画（概要）（参考資料）</p> <p>第6次松山市総合計画基本構想（参考資料）</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
審議会等の開催状況	<p>★審議会等の開催の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>●審議会等の名称 【松山市総合計画審議会】</p> <p>●審議した内容の概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>市長が諮問した第6次松山市総合計画基本構想（素案）</p> <p>①平成24年 7月30日（月）      ②平成24年 8月23日（木）</p> <p>③平成24年 9月11日（火）      ④平成24年10月 5日（金）</p> <p>⑤平成24年10月24日（水）</p> </div>

★意見提出期間が30日未満の期間となった理由